

分類：安全・安心

【めざすまちの姿】12 誰もが生き生きと自立して暮らしている

施策	施策の基本方針	
①地域福祉の推進	自立と社会参加が可能な温もりのある福祉社会の実現に向け、地域の人とのつながりを大切にし、総合的な相談支援体制の整備と複雑多様化するニーズに対応できる「横断的ネットワーク」の構築やボランティア活動の充実に努めます。	
現況と課題	施策の展開	「ひとの力」の視点
・少子高齢化に伴い、人口減少が進むとともに、生活様式の多様化等によって、人間関係が希薄化し、地域における支え合いの機能が低下しており、全ての市民が住み慣れた地域で、自分らしく安心して安全に暮らし続けられるまちづくりが求められています。 ・高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、福祉生活課題は様々な分野において「複雑化」し、また個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しており、課題を世帯としてとらえ、包括的に支援していくことが求められています。 ・制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく共生社会の実現にむけた体制整備が求められています。	＜地域福祉ネットワークの構築と連携＞ ・民生<u>委員</u>・児童委員、自治会、社会福祉協議会、地域団体、NPO法人、事業者などと連携し、その役割と特色を活かして<u>構築されてきた</u>高齢者、障がい者、児童それぞれの支援ネットワーク<u>の構築とが横断的に連携し、包括的に支援できる体制の強化を図ります。</u> ・要支援者に対して適切な支援を提供するため、それぞれの支援ネットワークが相互に連携し、要援護者の状態に応じて複数のサービスを提供する取り組みを進めます。 ・要支援者及びその家族への個別支援など社会福祉協議会が行うケアネット型事業や高岡あっさり福祉ネット^{※1}等と連携し、地域住民が参加する地域福祉を推進します。 ・概ね小学校区を単位とする高岡あっさり福祉ネット^{※1}における地域住民による見守り活動と、中学校区を単位とするあっさりライフ支援システム^{※2}における専門職による必要な支援の提供との連携を強化し、必要な人に必要な支援が届く高岡型の地域福祉ネットワークの構築を推進します。 ＜福祉のまちづくりの推進＞ ・福祉のまちづくり条例に基づき、生活・都市施設^{※3}のバリアフリー化を推進します。 ・成年後見制度や日常生活自立支援事業の必要性を踏まえ、行政や関係機関が連携して、制度や事業の普及・啓発を推進します。 ・災害時における要配慮者支援者の把握に努め、への<u>の平常時も含めた</u>支援体制の充実に努めます。 ＜ボランティア・NPO活動の充実＞ ・ボランティアの養成・研修やボランティアグループの活動支援など活動基盤の形成や活動機会の充実に努め、市民のボランティア活動への参加を促進します。 ・市民がそれぞれの関心に合わせて地域の福祉活動に参加できるよう、情報の収集と提供体制を整備し、情報の発信と収集がしやすい環境づくりを推進します。 ＜低所得者の福祉の充実＞ ・関係機関などと連携をとりながら、生活の困窮者に対し就労や住宅確保のための支援を行うとともに、生活の安定と自立の助長を図ります。 ＜複雑・複合化した支援ニーズに対応できる重層的な支援体制の構築＞ ・本人や世帯の属性に関わらず受け止める断らない相談支援体制を整備し、具体的な課題解決を目指すアプローチとつながり続けることを目指すアプローチを組み合わせたセーフティネットの構築を推進します。 ・既存の制度やしきみでは対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源を活用して社会とのつながりに向けた支援体制を構築します。 ・地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援体制づくりを推進します。	・福祉機関や市社協などと連携し、学校、地域、企業において、共生意識醸成を図る。 ・地域福祉を支える人材の役割の整理・集約を図り、その育成及び新たな担い手の確保の推進 ・ボランティア活動やNPO活動を推進し、自身の楽しみやメリットと前向きに捉えられ、参加しやすい環境の整備に努める。
※1 市民にとって身近で日常生活上の活動範囲である小学校区を圏域として、 地域における多様な福祉・		

分野別計画取りまとめ表		
	生活課題を解決するために、自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉活動員、高齢福祉推進員、地域包括支援センター等が、それぞれの役割と地域の特色を活かしながら連携し、共に支え合う地域福祉ネットワークを構築すること。 ※2 <u>住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される、高岡型の地域包括ケアシステムのこと。</u> ※3 病院、学校、劇場など不特定かつ多数の人が利用する建築物、公共交通機関の施設、道路、公園などの施設。	
委員からのご意見		意見に対する考え方
①活動の担い手が減ってきている状況で、特定の方に負担が集中している現状を打破するのは簡単ではない。担い手を増やすためには、（いきなり深い取り組みではなく）まずは広く、薄く、ボランティア的な活動から参加してもらうことが必要ではないか。その中で、興味や関心を持った方に取り組みを深めてもらえばよいのでは。 ②ボランティアが参加しやすい環境を作ることが重要。 ③昔に比べ生活が便利になったことで、それだけ地域で協力し合う必要がなくなってしまうように感じる。その中で共生意識の醸成をどのように図ることができるかが課題である。 ④コロナ禍で人とのつながりが難しくなっているが、ボランティアを勧めても知らない人と一緒にやろうとはなかなかならない。親しい人から、楽しんでやっているという誘いがあれば参加しようと思ってくれるのでは。 ⑤人と人とのつながりが大事である。どう自分の事としてボランティアを考えてくれるか。いい方法があればよい。 ⑥若い人は決してボランティアに興味がないわけではなく、ボランティアについて知れば、参加する人もいると思う。若い人は、分からないことをネットで調べるので、ネットで情報が入手できたり、ボランティアしたことを（ネットにあげるなど）可視化できると広がりが出てくるのでは。 ⑦高校までは学校で設定されたボランティアをしていることが多いが、大学生はメリットを追求するので、ボランティアをしてもらうには、（詳しい内容など）情報を開示することが重要である。 ⑧今の学生は昔よりも勉強しており、アルバイトもしているので、ボランティアの依頼を処理しきれない場合がある。統一的なボランティアのシステムの構築をする必要がある。 ⑨ボランティア活動を盛り立てる教員がいるのといないとでは全然違うので、ボランティアコーディネーターの存在は重要である。そうした仕掛け人の人材育成のためにどのようなシステムを作るのか。YouTube 等を使って情報を開示するために、知識や技術を使える人材を育てることも重要である。 ⑩ボランティアに参加しようと思っても、入りづらかったり継続しづらかったりするのではないか。 ⑪各団体でボランティアを募集するだけではなく、ボランティア育成のための講習会（それぞれの分野の知識を教える）を実施しては。そうした講習会があるという情報発信をどう行っていくのが課題になる。 ⑫学生に、ボランティアを進めているが、モチベーションがないとやらない。アルバイトとかでお金を得るというのもモチベーションの1つになると思うが、それだけでなく、カッコいいとか、楽しいといったイメージも大事である。有益なものが身につく、社会の役に立つという意識を共有していく必要がある。また、大学生だけでなく、一般の方々にもどうやって意識を持ってもらい、関わってもらうかが重要である。 ⑬実際ボランティアをすると、やってよかったと思う人が結構いるのではないか。共創の意識を醸成していくことで、地域人材の育成につながる。		ボランティアやNPO団体は、公的なサービスで補うことができない市民ニーズに柔軟に対応した活動を展開していただいており、複雑・複合化する市民の福祉課題に対応するためには、地域、ボランティア、NPO法人、行政との協働が重要であると考えている。 子どもから大人まで誰もが地域福祉の担い手となれるよう福祉への関心や理解を高めるため、地域や家庭における福祉教育の活性化が必要である。学校、地域、企業、社会福祉施設、市社協、ボランティア団体などと連携し、小・中学生を対象に福祉体験やボランティア活動の学習機会の充実や、年齢や障がいの有無を超えてふれあえる交流の機会づくりに努めることが必要である。 興味のある活動の情報が入手しやすく、団体相互の交流ができる環境を整備するとともに、例えばポイント制度の導入といったボランティア活動に対するインセンティブが発生する仕組みを導入するなど、ボランティア活動の参加を推進する取組みについて検討を始めている。

※【委員からのご意見】については、第1回専門部会において各委員からいただいたご意見を記載しており、【意見に対する考え方】については、ご意見に対する現時点の考え方を記載している。

※【現況と課題】、【施策の展開】、【「ひとの力」の視点】については、いただいたご意見を踏まえた計画への反映や、今年度策定を予定している各分野の計画（産業、観光、農業、福祉など）との整合性を図るなど、第1回専門部会以降に変更等があった個所に、アンダーライン（新規及び加筆修正箇所）及び見え消し修正で記載している。

分類：安全・安心

【めざすまちの姿】12 誰もが生き生きと自立して暮らしている

施策	施策の基本方針	
②障がい者（児）福祉・自立支援対策の充実	障がい者（児） がそれぞれの能力を発揮し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、福祉サービスによる支援を図り、地域の社会資源の活用に努めます。また、就業による社会参加の促進や権利擁護の推進に努め、障がいの有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる共生社会の実現に努めます。	
現況と課題	施策の展開	「ひとの力」の視点
・高岡市の障がい者（児）数は横ばい傾向にありますが、重度の障がい者（児）の増加や障がい者とその親世代の高齢化等に伴い生じるに様々な問題に対して、適切に相談に応じるとともに、必要な情報の提供や障がい福祉サービスの利用による自立支援等が求められています。 ・また、障がい者も能力や特性に応じて地域社会の担い手の一人として社会参加し、地域においても障がい者の社会参加を受け入れるまちづくりが求められています。 ・障がい者の権利擁護を推進するとともに、障がい者が自らの意思で望む生き方を実現し、地域で安心して生活するために地域生活支援の拠点整備や障がい福祉サービスの充実、相談支援の充実が必要です。	<障がい者（児）自立支援・地域生活支援> ・障がいのある人もない人も共に育ち、共に暮らし、共に働く共生社会を目指します。 ・障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域で生活する基盤を整えるため共生するため、一人ひとりの自立を基本としながら、地域の関係者が連携し、共に支え合う仕組みを作り、保健・医療・介護・福祉サービスの適切な利用を図ります。 ・心身の障がいや発達障がいのある子どもに、医療と福祉（保育）、教育の連携のもと、それぞれの障がい特性とライフステージに合わせた切れ目のない発達支援を提供し、将来の社会的自立の基盤作りに取り組みます。 発達に支援を要する子どもに対し、乳幼児からの保健相談や診療体制を充実させ、きずな子ども発達支援センター・幼稚園・保育園・学校等と適切な支援を切れ目なく行うことで、早期の療育体制を整備し、関係機関の連携を強化します。 ・障がい者相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所等、多分野の相談支援機関、行政が連携して、と障がい者福祉サービス利用計画を作成する特定相談支援事業所が連携を図り、相談支援の充実に努め、障がい者の相談支援体制、緊急時の受入れや対応を検討し、グループホームや地域生活支援の拠点の機能整理による支援体制の確保に取り組みます。整備を進めます。 ・障がい者の雇用や就労の促進のため障害者優先調達推進法^{※1}の活用による就労支援事業所等利用者の賃金・工賃の向上や、製造業・農業など多分野に渡る就労形態による障がい者の経済的自立を促進します。を図り、特別支援学校卒業生の円滑な就労の促進に努めます。また、ICT を活用した在宅における就労支援により、外出が困難な障がいのある方の社会参加を促進します。 ・福祉避難所の設置、活用や避難行動要支援者名簿の登録制度の周知により、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、支援機関による地域ぐるみの災害に備えた障がい者の防災支援体制を整備します。 ・障がいや障がいのある人に対する理解を促進するため、福祉教育や啓発活動を推進するとともに、障がい者の権利や尊厳を脅かされないことがないよう、差別解消に対する取り組みとして合理的配慮^{※2}を図り、虐待防止の正しい理解と環境づくりに努めます。 ※1 障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために平成 25 年 4 月 1 日より施行された。 ※2 障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合に、負担が重くなりすぎない範囲で、日常生活や社会生活を送るうえでの制限や制約となっているもの（障壁）を取り除くことについて、必要な配慮を行うこと。	・障がい者への理解を深め、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現のため、学齢期から各世代の段階に応じた障がい者理解促進事業への取り組み。 ・きずな子ども発達支援センターにおいては、障がい児及びその家族の意向や障がい特性等を踏まえて、適切な支援を行うための「児童発達支援管理責任者」を配置。また、より専門的な支援を提供するため、「医療的ケア児等コーディネーター」や「強度行動障害支援者」等の養成及び配置。

分野別計画取りまとめ表

委員からのご意見	意見に対する考え方
①我々の団体で旅行に行く場合、両親ともに多忙な家庭、当人以外に子どもがいるなど、親が付き添えないことが多いため、学校や社会福祉法人などにボランティアを依頼し引き受けていただいているが、依頼した人数が集まらないこともある。	①障がい者や障がいに対する理解が未だ不十分であるとのこと指摘であり、学齢期からの障がい者への理解促進事業や、障がい者のスポーツ・芸術文化活動の振興と PR 強化などを通して、ボランティア活動への参加者を増やすことで、障がいのある方の社会参加活動を支援してまいりたい。

※【委員からのご意見】については、第1回専門部会において各委員からいただいたご意見を記載しており、【意見に対する考え方】については、ご意見に対する現時点の考え方を記載している。

※【現況と課題】、【施策の展開】、【「ひとの力」の視点】については、いただいたご意見を踏まえた計画への反映や、今年度策定を予定している各分野の計画（産業、観光、農業、福祉など）との整合性を図るなど、第1回専門部会以降に変更等があった個所に、アンダーライン（新規及び加筆修正箇所）及び見え消し修正で記載している。

分類：安全・安心

【めざすまちの姿】12 誰もが生き生きと自立して暮らしている

施策	施策の基本方針	
③高齢者福祉の充実	高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って、自分らしい生活が送られる社会の構築に努めるとともに、様々な交流活動や健康づくり事業の充実に努めます。また、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、介護保険事業の計画的、安定的な運営に努めます。	
現況と課題	施策の展開	「ひとの力」の視点
・急速な高齢化の進行によって、認知症や寝たきり等の要介護者が増加している中、介護保険制度の継続的、安定的な運営を行うとともに、介護予防の充実が求められています。 ・市民、事業者、行政が連携し、地域の人々がお互いに協力し支え合いながら、高齢者が住み慣れたまちで、自分らしく安心して暮らせるまちづくりを進めることが重要となっています。	＜地域包括ケアシステムの推進＞ ・全ての高齢者が、医療や介護が必要になっても、家族や専門職など周囲の人と望むケアを共有し、尊厳を保ちながら安心して生活を継続できるまちづくりを進めます。このため、地域包括支援センターを拠点とする医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される、高岡型の地域包括ケアシステム（あっかりライフ支援システム）を推進します。 ・認知症の発症を遅らせ、認知症になっても自分らしく暮らし続けることが出来る社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、若年性認知症も含め、早期から相談対応や適切な診断、また認知症について正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援、認知症予防に資する可能性のある活動の推進等、「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策を推進します。 ＜介護保険事業の推進＞ ・介護が必要になっても、適切な支援や介護サービスが受けられるよう、居宅サービスや施設サービス等の介護サービス基盤の充実を図ります。特に介護保険制度では、住み慣れた地域でその人らしい生活を送るという在宅重視の考え方が基本となっていることから、それぞれの日常生活圏域内で必要な介護サービスを受けられる地域密着型サービスの整備を重点的に進めます。 ・介護サービスの提供体制を確保するため、介護人材の確保や、<u>県と連携した介護ロボット、ICT導入支援等による</u>業務効率化による介護職の負担軽減や質の向上に努めます。 ・介護保険制度を持続可能なものとしていくため、介護サービスのより適切な実施と質の向上にむけそのた取り組みを推進します。 ＜高齢者の健康づくり・介護予防施策と生きがい対策＞ ・健康寿命を延伸し、元気な高齢者を増やすため、地域住民による、主体性を持った健康づくりの取り組みを進めます。<u>るとともに、SNS等を活用した介護予防施策を推進します。</u> ・高齢者が地域社会のなかで、自らの経験と知識を活かし、地域の一員であるという誇りを持って積極的に役割を果たしていけるよう、生涯学習の機会の拡充や高齢者の就労促進を図ります。 ・高齢者自身の趣味やサークル活動のみならず、社会的に必要とされる仕事やボランティア活動、地域福祉活動を通じて、高齢者の活動がさらに広がり社会とのつながりを保つことができるよう、生涯学習の場ややりがいを持って活動できる場の機会の提供、地域福祉活動のきっかけづくりなどの環境整備を図ります。	・地域において支援が必要な高齢者の生活を支えるため、ボランティアなどに参画しやすい体制づくりに努め、地域で支える人づくりを推進。 ・介護サービスの人材確保のため、地域における元気な高齢者の活用。
委員からのご意見		意見に対する考え方
①今は、ネットでつながれる社会だが、高齢者は敬遠することも多い。高齢者だからできないという考えを払しょくしないといけない。		①「 施策の展開 」の＜ 高齢者の健康づくり・介護予防施策と生きがい対策SNS等を活用した介護予防施策を推進します。 」を追加した。 総務省の令和元年通信利用動向調査の結果によると、70代のスマートフォン利用者が27.2%であり、高齢者の健康づくり・介護予防対策と生きがい対策において、すぐに導入は難しいと考えるが、2025年、2040年を見据え、前期高齢者を対象とした取組みを検討していく。

※【委員からのご意見】については、第1回専門部会において各委員からいただいたご意見を記載しており、【意見に対する考え方】については、ご意見に対する現時点の考え方を記載している。

※【現況と課題】、【施策の展開】、【「ひとの力」の視点】については、いただいたご意見を踏まえた計画への反映や、今年度策定を予定している各分野の計画（産業、観光、農業、福祉など）との整合性を図るなど、第1回専門部会以降に変更等があった個所に、アンダーライン（新規及び加筆修正箇所）及び見え消し修正で記載している。

分類：安全・安心

【めざすまちの姿】13 健康的な生活を送り、必要な時に適切な医療を受けられる

施策	施策の基本方針	
①生涯を通じた健康づくりの推進	乳幼児から高齢者に至るまでの生涯を通じて、心身ともに健康を保持し、健やかに暮らすことができるように、きめ細やかな保健対策を進めるとともに、市民が主体的に健康管理や健康増進に取り組むことのできる環境をつくります。	
現況と課題	施策の展開	「ひとの力」の視点
・核家族化やライフスタイルの多様化等、親と子を取り巻く環境が大きく変化していることから、子育てに戸惑いや不安を持つ家族が見受けられます。安心して妊娠、出産、育児ができるよう親と子の健康を確保する環境づくりが必要となっています。 ・市民の健康寿命（<u>一生涯のうち、健康で自立して生活できる期間</u>）は、延伸傾向にあります。が、<u>高齢化に伴い</u>がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の増加が問題となって<u>おり、生活習慣の見直しや環境の改善により疾病を要望し、健康増進を図るなどの一</u>次います。<u>誰もが健康に過ごせるよう、望ましい生活習慣の確立と、生活習慣病の発症及び重症化の</u>予防に取り組むとともに、市民一人一人の健康づくりを地域ぐるみで進めることが必要です。 ・青壮年期に朝食の欠食や野菜の摂取不足、運動不足等の課題がみられ、子どもの頃からの健康づくりを推進するとともに、子育て期の親や働く世代へ健康的な生活習慣について、積極的に普及・啓発していく必要があります。 ・<u>市民誰もが</u>感染症や災害等による生命、健康への脅威が懸念されており、これらの健康危機から市民の安全を確保する必要があります。	＜生涯を通じた健康づくりの推進＞ ・「健康寿命の延伸」と「生活の質の向上」を基本目標とし、<u>市民誰もが健やかに自分らしく過ごせるよう</u>ライフステージ別に生涯を通じて健康な生活習慣づくりに取り組みます。 ・乳幼児期から高齢期まで、各種健康診査の実施により疾病等の早期発見・早期治療に努めます。また、健康相談、健康教室、訪問指導等の機会を通して、市民一人一人が主体的に生活習慣の改善や健康づくりに取り組めるよう、適切な健康情報の提供や保健指導を実施し、疾病の予防や健康の保持増進に努めます。 ・望ましい食習慣の定着を図るため、各ライフステージに応じた食に関する情報の提供や学習機会の提供に努めます。 ・がんに関する正しい知識の普及とがん検診の受診啓発を図るとともに、精密検査が必要な人の受診勧奨に努めます。 ・安心して妊娠、出産、育児ができるよう妊産婦や乳幼児の家庭訪問等を行い、育児不安などをもつ家庭の支援に努め、親と子の心と身体の健康の保持増進を図ります。 ・乳幼児のむし歯や成人の歯周疾患の予防等の口腔衛生の普及啓発に努めます。 ＜こころの健康づくりの推進＞ ・こころの健康について正しい知識の普及を図るとともに、悩みを抱えた人に対する相談や適切な指導及び支援を行うことにより、精神保健福祉の向上を図ります。 ＜地域ぐるみの健康づくりの推進＞ ・地域の健康づくり推進団体の活動を支援するとともに、家庭、企業、学校など関係団体と連携し、地域ぐるみで取り組む健康づくりを推進します。 ・特に若い世代へ健康づくりについて関心を持ってもらうために、健康づくり推進員等が地域の保育園や学校行事に出向き、保護者へ健康づくりの啓発に努めます。 ＜健康危機への対策＞ ・感染症の流行を未然に防ぐための予防接種や感染症に対する正しい知識の普及や注意喚起、啓発活動等を行います。新型コロナウイルス感染症対策を講じた新しい生活様式の定着を図ります。また、更なる感染症や災害による健康危機発生時には国・県及び関係機関と連携して対策に取り組みます。	・健康の保持増進や疾病予防を積極的に推進するため、健康づくりの担い手として、地域の健康づくり活動に関心のある方が、知識や体験を深め、個人の健康づくりのみならず、家族や知人、友人同士など地域において、健康づくりに取組む雰囲気が醸成できるよう、健康づくり活動の原動力となるボランティア（食生活改善推進員・ヘルスボランティア）の<u>を養成する。</u> ・健康づくり推進懇話会が<u>中心になりをはじめとした健康づくりボランティア団体が、健康の保持増進や疾病予防を積極的に推進することで、</u>世代を超えた健康づくりの推進<u>への</u>に取り組<u>みむ</u>。
委員からのご意見		意見に対する考え方

※【委員からのご意見】については、第1回専門部会において各委員からいただいたご意見を記載しており、【意見に対する考え方】については、ご意見に対する現時点の考え方を記載している。

※【現況と課題】、【施策の展開】、【「ひとの力」の視点】については、いただいたご意見を踏まえた計画への反映や、今年度策定を予定している各分野の計画（産業、観光、農業、福祉など）との整合性を図るなど、第1回専門部会以降に変更等があった個所に、アンダーライン（新規及び加筆修正箇所）及び見え消し修正で記載している。

分類：安全・安心

【めざすまちの姿】13 健康的な生活を送り、必要な時に適切な医療を受けられる

施策	施策の基本方針	
②医療体制・医療制度の充実	市民がいつでも適切でより質の高い医療を受けることができるよう、市民病院の高度急性期医療の機能強化に努めるとともに、急患医療センターや、他の公的病院、民間医療機関との連携を密にし、地域の医療体制の充実を図ります。 また、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度の適正な運営を図り、市民の健康管理意識の高揚、医療給付と負担への理解を深めます。	
現況と課題	施策の展開	「ひとの力」の視点
・安心して健やかに暮らせるよう、救急医療・高度医療の充実を求める市民意識が高まっています。市内の医療機関が連携し、地域医療体制を一層充実していくことが必要です。 ・高岡市民病院は、県西部北地域の基幹病院として、良質で信頼される医療の継続的提供に努め、医療提供体制の充実を図っていくことが重要な課題です。 ・少子高齢社会化が進展行する中、将来にわたり持続可能な医療保険制度の運営が求められています。	＜地域医療体制の充実＞ ・本市において、富山県医療計画に基づき、公的病院^{※1}や民間医療機関、関係機関等と連携しながら、一般の医療機関において対応が困難な高度医療^{※2}、救急医療や不採算医療^{※3}など地域医療体制の充実に努めます。 ・急患医療センターの円滑な運営に努めます。また、在宅当番医制^{※4}や病院群輪番制^{※5}など地域の医療機関と連携するなど救急体制の充実を図ります。 ＜高岡市民病院の医療提供体制の充実＞ ・医療の高度化・多様化に対応し、地域がん診療連携拠点病院の指定のもと急性期医療^{※6}を担う地域の基幹病院として、高度急性期医療の更なる機能強化などによる医療提供体制の充実に努めますを図ります。また、安全・安心な医療の提供に努め、患者・家族から信頼される病院づくりを目指すとともに、安定した病院経営基盤の確立に努めますします。 ・感染症医療について、新型コロナウイルスをはじめとした新型感染症への対応を更に強化し、体制の堅持はもとより、高岡医療圏内での感染症指定医療機関としての責務を果たします。 ・診療時におけるAI技術の導入を検討し、医療従事者の業務負担の軽減を図ります。 ・高岡医療圏内の医療関係機関との地域医療連携を強化し、地域全体の医療の質的向上を図ります。 ＜国民健康保険等の健全運営＞ ・市民が安心して医療を受けることができるよう、国民健康保険制度の普及を図るとともに、保険税収入の確保など財政基盤の強化を進め、国民健康保険の健全運営に努めます。また、「富山県国民健康保険運営方針^{※7}」に基づき、「富山県国保運営方針等連携会議^{※8}」等において、国保事務の効率化、標準化を進めます。 ・後期高齢者医療制度が円滑に運営できるよう、富山県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、高齢者の医療の確保に努めます。 ※1 医療法31条に規定されている病院（高岡市内では、厚生連高岡病院、高岡市民病院、JCHO高岡ふしき病院、済生会高岡病院） ※2 先進的な医療機器を用い、高度な医療技術と知識をもって医療を提供すること。 ※3 多額の資金を要し採算性が低い医療分野ではあるが、住民にとって必要不可欠であることから、なくてはならない医療のこと。 ※4 休日における医療と入院を必要としない軽症患者等に対応するため、急患医療センターが診療しない科目について、医療機関が交替で診療を行うこと。 ※5 休日及び夜間における入院加療を必要とする中等症、重症救急患者の受入れ先として、各医療圏ごとに病院が交替で診療を行うこと。 ※6 重症な状態にある患者を中心に入院加療や手術、検査などを専門的に行う医療のこと。	・高岡厚生センターや高岡市医師会等、医療関係機関との連携を図り、地域医療体制を維持。 ・高岡市民病院は、地域医療支援病院として、地域の医療機関との情報共有の円滑化及び高岡医療圏内における医療の質の底上げを図るため、症例検討会を開催するなど、連携強化を促進。（市民病院）

分野別計画取りまとめ表

	※7 国民健康保険法第82条の2第1項の規定により、富山県が策定する県内の統一的な国民健康保険事業の運営に関する方針 ※8 国民健康保険事業の運営に関する重要事項について協議するため、県と県内15市町村、富山県国民健康保険団体連合会で組織される会議	
委員からのご意見		意見に対する考え方

※【委員からのご意見】については、第1回専門部会において各委員からいただいたご意見を記載しており、【意見に対する考え方】については、ご意見に対する現時点の考え方を記載している。

※【現況と課題】、【施策の展開】、【「ひとの力」の視点】については、いただいたご意見を踏まえた計画への反映や、今年度策定を予定している各分野の計画（産業、観光、農業、福祉など）との整合性を図るなど、第1回専門部会以降に変更等があった個所に、アンダーライン（新規及び加筆修正箇所）及び見え消し修正で記載している。

分類：安全・安心

【めざすまちの姿】14 地域の人々の手で環境が守られている

施策	施策の基本方針	
①環境保全意識の高揚	市民一人ひとりが地球環境問題に対する認識を高め、地域環境を自らの手で保全しようとする意識を醸成するとともに、市民、事業者、行政が一体となって、環境に配慮した活動を促進します。	
現況と課題	施策の展開	「ひとの力」の視点
・地球温暖化の進行に伴う気候変動、海洋プラスチックゴミによる海洋汚染など地球環境問題は、人類をはじめ地球上の全ての生物に深刻な影響を及ぼす問題となっています。 ・社会経済活動や日常生活のあり方が、環境に過大な負荷を与えていることについて理解と認識を深め、環境に配慮した行動に自主的に取り組む意欲や行動力を高める必要があります。 ・国定公園雨晴海岸や緑に囲まれた二上山や西山丘陵などの豊かな自然環境を守り育てるため、市民や市民活動団体、事業者、地域、学校の連携による環境学習や環境教育に取り組む必要があります。	＜環境共生の推進＞ ・地球環境にも配慮した持続可能で活力ある「環境共生のまち高岡」の実現を目指し、高岡の水と緑豊かな自然を守り育て、自然との共生を図りながら、資源や廃棄物のリサイクル、エネルギーの効率的な利用や再生可能エネルギーの活用などを着実に推進し、低炭素社会・循環型社会の実現を目指します。 ＜環境保全意識の高揚＞ ・市民、事業者、行政がそれぞれ環境問題に対する理解と認識を深め、自らの手で環境を保全しようとする意識を醸成することにより、自然保護と環境保全意識の高揚を図ります。 ＜環境学習の充実＞ ・市民全体で<u>地球規模の環境問題に対しても、市民自らが主体的に考え</u>、取り組んでいくことができるよう、環境教室や啓発イベントの開催、パンフレットの配布などの普及啓発や情報提供、こどもエコクラブ※¹の支援を行い、環境に対する意識・<u>行動</u>改革の推進を図ります。 ※1 次代を担う子どもたちが地域の中で主体的に、地域環境・地球環境に関する学習や活動を展開できるように支援するため、1995年に当時の環境庁が主体となり発足した事業。	・幼児期から環境に対する興味を育むため、地域環境・地球環境に関する教室や啓発イベントを開催し、子どもたちの学習や活動を支援する取り組みの<u>を継続する</u>。 ・幅広い世代間の新たな事業者<u>が取り組む環境学習や環境保全活動に幅広い世代の市民が参加できるように、支援・協力する。</u>に協力を求め、それぞれの特色を活かした環境啓発活動に共に取り組む
委員からのご意見		意見に対する考え方
① 地球温暖化や海洋プラスチックゴミなどが課題だが、自分には関係ないという人が多い。今すぐ行動してもらうためには、わかりやすいメッセージや打ち出しで、人の心をとらえる必要である。市も環境基本計画を策定しているが、ホームページを見ても、調べないとわからない。 ②実践しているかは別として、3Rや分別のことは知っていると思うが、富山県は水を出しっぱなしにしても豊富なため、あることが当たり前と思っている。地球全体としてみた場合、使える水の量の割合は非常に少ないので、水に恵まれていることを認識して、水を大切にする意識が必要である。		①地球温暖化の進行に伴う気候変動、海洋プラスチックゴミによる海洋汚染などの地球環境問題は、市民が小さな身の回りのことに関心を持ち、少しでも行動を見直すことが、環境問題への取り組みに繋がることを理解してもらいたいと考えている。総合計画に環境保全意識の高揚を掲げ、幼児期から環境に対する興味を育むため、地域環境・地球環境に関する教室や啓発イベントを開催し、子どもたちの学習や活動を支援する施策に取り組んでいる。このような機会も捉え、わかりやすいメッセージやキャッチコピー等を検討し、市民に訴えていきたい。 ②総合計画にも環境共生の推進を施策として掲げ、高岡の水と緑豊かな自然を守り育て、自然との共生を図ることとしている。施策実現のため、企業の社有林での自然体験学習会等を通して、森林の水源涵養機能や水循環の大切さを子どもたちに体験してもらい、環境に対する学習や活動を支援する取り組みも継続していきたい。また、環境保全に関するボランティア団体の協力を得て実施している、川のすこやかさを五感で判断する「川のすこやかさ調査」等により、水を大切にする意識はもとより、環境問題への意識醸成を図っている。

※【委員からのご意見】については、第1回専門部会において各委員からいただいたご意見を記載しており、【意見に対する考え方】については、ご意見に対する現時点の考え方を記載している。

※【現況と課題】、【施策の展開】、【「ひとの力」の視点】については、いただいたご意見を踏まえた計画への反映や、今年度策定を予定している各分野の計画（産業、観光、農業、福祉など）との整合性を図るなど、第1回専門部会以降に変更等があった個所に、アンダーライン（新規及び加筆修正箇所）及び見え消し修正で記載している。

分類：安全・安心

【めざすまちの姿】14 地域の人々の手で環境が守られている

施策	施策の基本方針	
②環境保全対策の充実	快適な環境づくりのため、市民総ぐるみで環境美化運動を促進するとともに、生活環境の保全のため、大気・水・騒音等について、規制・指導・監視体制の充実に努めます。	
現況と課題	施策の展開	「ひとの力」の視点
・環境を保全するためには、市民・事業者による自主的、積極的な取り組みが必要です。 ・大気環境や水環境、自動車走行に伴う騒音の対応などに的確に取り組む必要があります。	＜市民の手による美しいまちづくり運動の推進＞ ・「高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例」に基づき、市が指定する美化重点地区市民の自主的な美化活動に対する支援や普及・啓発活動に努めます。 ・地元・地域による小規模単位で行う環境美化活動の推進に努めます。 ・海岸漂着ごみについては、地元自治会等が積極的な清掃活動を実施しており、海岸管理者と連携して、今後とも海岸美化活動の促進に努めます。 ＜環境保全対策の充実＞ ・公害関係法令、公害防止条例等に基づき、大気、水質、騒音、振動、悪臭、地下水等についての現況把握と、主な発生源となる工場、事業所の監視・指導体制の充実に努めます	・地元・地域主導の小規模単位での清掃美化活動の推進に努める。
委員からのご意見		意見に対する考え方

※【委員からのご意見】については、第1回専門部会において各委員からいただいたご意見を記載しており、【意見に対する考え方】については、ご意見に対する現時点の考え方を記載している。

※【現況と課題】、【施策の展開】、【「ひとの力」の視点】については、いただいたご意見を踏まえた計画への反映や、今年度策定を予定している各分野の計画（産業、観光、農業、福祉など）との整合性を図るなど、第1回専門部会以降に変更等があった個所に、アンダーライン（新規及び加筆修正箇所）及び見え消し修正で記載している。

分野別計画取りまとめ表

分類：安全・安心

【めざすまちの姿】14 地域の人々の手で環境が守られている

施策		施策の基本方針	
③ごみの減量化・資源化の推進		市民の理解と協力のもと、ごみの分別収集の徹底と効率化を図るとともに、ごみの3R活動※ ¹ を推進し、市民一人ひとりの意識を高め、市民や事業者の自主的なごみの減量化・資源化等の活動を促進します。	
		※1 廃棄物の発生抑制 (Reduce) ・再使用 (Reuse) ・再利用 (Recycle) のこと	
現況と課題		施策の展開	「ひとの力」の視点
・ごみの分別及び収集を見直したことにより、市民のごみの分別収集に対する理解が進み、資源化、再生化が図られてきたものの、ごみ処理量は横ばい傾向にあります。 ・循環型社会※¹の形成に向けて、市民、事業者、行政が一体となった共働体制で、ごみの発生抑制やリサイクル等による資源の循環的利用等に取り組んでいます。 ※1 廃棄物等の発生を抑制し、有用なものを循環資源として利用し、処理できないものだけを廃棄物処理することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできるだけ低減する社会。		＜3 R 活動の推進＞ ・ごみに対する関心を高めるための環境教育や啓発活動を進めるとともに、市民・事業者がごみの分別や資源化適合物の再資源化等でごみの減量に自主的に取り組めるよう、支援や情報提供を行います。 ・経済性や効率性、環境負荷にも配慮したうえで、ごみの特質を活かすための分別やリサイクル方法を構築するとともに、市民・事業者における排出者責任を徹底し、品目別に資源化の推進を図ります。 ＜環境への負荷が少ない処理体制の推進＞ ・今後は、事業者の協力を得ながら、より効果的な処理体制を検討します。 ・高齢者等への配慮を念頭に置きつつ、効率的な収集体制となるよう見直します。 ・災害廃棄物の発生時には、迅速適正な対応を図ります。 ・高岡広域エコ・クリーンセンターにおいては、今後とも発生する熱エネルギーを回収し、電気エネルギーとして有効利用に努め、余剰電気は電力会社を通じて売電するとともに、施設周辺の自然環境との調和を図ります。	・資源物の回収等についても、市が主導して行う現状の形から、地域住民や地域に根差した企業が主体となり行うよう啓発する。
委員からのご意見		意見に対する考え方	

※【委員からのご意見】については、第1回専門部会において各委員からいただいたご意見を記載しており、【意見に対する考え方】については、ご意見に対する現時点の考え方を記載している。

※【現況と課題】、【施策の展開】、【「ひとの力」の視点】については、いただいたご意見を踏まえた計画への反映や、今年度策定を予定している各分野の計画（産業、観光、農業、福祉など）との整合性を図るなど、第1回専門部会以降に変更等があった個所に、アンダーライン（新規及び加筆修正箇所）及び見え消し修正で記載している。

分類：安全・安心

【めざすまちの姿】15 安全で快適な生活を送っている

施策	施策の基本方針	
①防災対策の充実	局所的集中豪雨や地震・津波等にいつ襲われるかわからない自然条件下に加え、都市化の進展に伴い、密集した人口、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をもつ本市において、郷土並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、より充実した防災体制を確立するとともに、災害に強いまちづくりを推進します。	
現況と課題	施策の展開	「ひとの力」の視点
・<u>近年の集中豪雨による土砂災害や洪水の発生、台風の発生の増加など住民生活を脅かす事態が起こっています。</u> 本市においても平成24年から3年連続して、本市内の広い範囲において、浸水被害が発生するほか、<u>毎年のように土砂災害に関する避難情報を発令しており、災害への備えが益々重要になっていきます。</u>しており、近年の集中豪雨による土砂災害や洪水の発生、台風の発生の増加など住民生活を脅かす事態が起こっています。 ・また、高岡断層の確認や洪水・津波の浸水想定の見直しなど、新たな知見に対応するとともに、東日本大震災、平成28年熊本地震などの一連の災害を教訓とした防災に関する取り組みが必要となっています。 ・河川改修や雨水幹線の整備、土砂災害の未然防止対策を進めるとともに、災害発生時の迅速な情報伝達、避難誘導、負傷者救出など住民と行政が一体となった防災体制の整備が必要です。さらに、これらの防災対策に加えて、テロなどの危機事象への対応を含めた総合的な危機管理体制の整備が必要です。 ・新型コロナウイルス感染症を契機とし、防災の取り組みは、感染症対策を念頭に活動する必要があります。日頃から感染症対策を踏まえた住民避難を周知するとともに、<u>避難所の運営訓練</u>を実施し、災害時に混乱が生じないように準備する必要があります。	<災害に強いまちづくりの推進> ・地震、洪水、土砂災害、豪雪、津波、原子力事故などの大規模な災害が発生した場合を想定し、国や県と連携しながら、広域的な防災の取り組みなどにより災害に強いまちづくりを進めます。 ・高岡断層の確認などの新たな知見をはじめ、東日本大震災、平成28年熊本地震などの大規模地震、また、近年、全国各地で発生している洪水や土砂災害などの豪雨災害など、これまでの災害の教訓を踏まえ、<u>た</u>地域防災計画や防災対策について、国、県の指針や対策と整合をとりながら、徹底した点検、見直しを行います。 ・「ハザードマップ※¹」による災害リスクの把握や「<u>マイ・タイムライン※²</u>」を活用した<u>防災行動計画の確認について</u>「<u>防災マップ※²</u>」等の配付やまちづくり出前講座、市ホームページにより、<u>周知を図り、</u>災害時における避難場所の事前確認など、市民一人ひとりの防災に対する意識の向上を図ります。 ・地域の防災力の向上を図るため、地域に根差した防災士の養成や、自治会等を単位とした自主防災組織、校下（地区）連絡協議会※³の結成を促進し、校下（地区）連絡協議会を中心とした組織運営、活動の充実強化を行います。さらに、要配慮者を地域ぐるみで助け合う仕組みづくりを進めていきます。 また、地域住民が主体的に企画・運営する「わがまち訓練※⁴」については、全国各地で発生している洪水をはじめ、本市で起こり得る地震・津波、土砂災害等を想定した総合防災訓練を実施します。 ・「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営マニュアル」を基に感染症対策を踏まえた避難所の運営について、訓練を実施し、災害時の円滑な避難者の受入れを図ります。 ・防災行政無線※⁵や防災情報メールなど特性の違う複数の情報伝達手段を整備・活用するとともに、<u>防災拠点施設などの整備や</u>I Tの進化に合わせた情報伝達手段を活用し、迅速な防災情報の伝達・提供体制の充実・強化を図ります。また、生活関連物資や資機材について計画的な備蓄を進めるとともに、民間事業者等と協定を結び、調達体制を充実します。 ・災害時における感染症対策のため、消毒液やパーティション等の資機材の備蓄を行います。 ・災害時に拠点となる公共施設の安全性を確保するため、耐震診断や施設の耐震化を計画的に実施するとともに、既存施設・設備の維持管理を徹底し、万全の体制で災害に備えます。また、大規模な地震が発生した場合の被害を最小限にとどめるため、老朽住宅などの耐震改修を支援します。	・地域に根差した防災士の擁立と育成を図るため、防災士取得試験に要する経費の一部を支援。 ・防災士に必要な知識や技能を高めるため、<u>公助を担う</u>呉西6市（高岡市、射水市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市）の防災部局が連携し、防災士の育成事業に取り組む。<u>み、地域の防災リーダーとして自助・共助を支援するために必要な知識や技能の習得を図る。</u> ・<u>住民の避難意識を高めるため、日頃から住民が自主防災組織等による「わがまち訓練」に参加し、地域の災害リスクの習得や避難訓練等の経験を通じて「事前準備」や「早めの避難」といった自主的な避難意識を身に着ける必要がある。</u>

分野別計画取りまとめ表		
	・土のうの配備などのソフト対策の充実・強化を図ります。 ※1 洪水や土砂災害など発生が予想される災害現象や避難場所などを地図に表したもの。 ※2 地図会社と協働事業で作成し、防災マップや、防災・災害対策をまとめたもの。 <u>※2 台風や大雨等の風水害時に自身や家族のとるべき防災行動について「いつ」、「誰が」、「何をするか」をあらかじめ整理した自分自身の防災行動計画。</u> ※3 校下（地区）連合自治会を母体として、活動の活性化及び他団体と連携を図ること等を目的に結成する組織。 ※4 情報収集訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練などを組み合わせて、自分の地域（わがまち）で行うことでより現実に近い型で行う総合防災訓練。 ※5 住民に災害情報など必要な情報を屋外拡声器を使って直接伝えるために設置される無線通信システム。	
委員からのご意見		意見に対する考え方
①高岡市に外国人が増えてきたことにより、課題も出てきた。課題の一つが防災。外国人は日本が災害大国であることを知らないことが多いため、自国が災害のないところだと防災の意識が薄く、対処の仕方を知らない人が多い。 ②昨日、地震があったが、知人がパニックになっていたので、LINE で対処の仕方を教えた。地域の中で、町内レベルで外国人とつながりを作ることが大事。外国人が地域と関わり、お互いを知ることができれば、災害時にお互いの命を救い合うことができる。 ③防災士がいても知られていない。女性防災士も少しずつ増えてはいるが、活動する場がない。市民から提案しているが、新しい取り組みが見えない。 ④防災士の役割を市民に知ってもらうために、意見交換会の場を作る。特に、自治会に女性防災士について、周知しなければならない。		外国籍市民について 本市に居住する外国籍市民の国籍は多様化しており、日本語がわからないことや、災害が少ない国の出身者は防災に対して関心がないなど様々である。外国籍市民が、万一の災害に備えて自ら防災知識を身につけ、安心して生活するためには、外国籍市民に対する防災、減災対策への取り組みは大変重要であると考える。 これまで、外国籍市民の母国語に対応した洪水ハザードマップや地震防災マップを作成し、市内においては避難所案内標識に英語を併記するなど、防災に関する情報を多言語で発信している。また、外国籍市民が参加するイベントや日本語教室等に出向き、地域ごとの洪水ハザードマップを活用し、避難の仕方や自身の避難所の説明、防災メールの登録の呼びかけも行っているところである。 しかし、日本語が分からない外国籍市民が少なからず存在することや、防災に関心が薄く、訓練があっても集まりにくいという課題もあることから、引き続き、外国人が参加するイベントや外国人が集まるところ等での機会を捉えて、啓発活動を実施してまいりたい。また、自主防災組織の訓練にも参加して頂けるよう呼びかけてまいりたい。 防災士について 地域の防災リーダーである防災士の一番の活動の場は、地域における自主防災訓練の場である。自主防災の現場において防災士としての知識を活用し、平時からできる防災活動や災害時の避難行動の周知・啓発により住民の防災意識の高揚を図るほか、訓練内容の助言や実施訓練の支援を行って地域防災力の向上に寄与してもらいたい。また、本市の各種防災訓練や呉西6市による防災士育成事業の場においては、他の防災関係機関と合同で防災に関する啓発活動を行うほか、講習会では図上訓練や実施訓練の講師として活動して頂いている。この他にも富山県防災士会による活動を通して、県内各地の地域や学校などにおける周知・啓発をはじめ、全国各地の被災地に赴いて実際の現場を経験することにより防災士として更なるレベルアップを図ってもらいたい。防災士には、市だけでなく、地元自治会や県防災士会などの各種団体の活動の機会を活用して活躍してもらいたい。 防災士の存在や役割が住民に知られていないことは市としても認識しており、今年度より、市の助成制度を利用して防災士の資格を取得された方の氏名、住所等を自治会にお知らせすることとした。また、新たな取り組みとして、現在、連合自治会単位で開催している洪水ハザードマップ説明会では、自治会役員の他、防災士等の防災リーダーの参加を積極的に呼びかけている。参加した防災士には、習得した知識をお住いの地域での自主防災訓練や集会の場において住民にフィードバックして頂きたい。防災士だけでなく自主防災組織の役員も女性の比率が低いことから、市としても災害時における女性の役割について地元からの相談や出前講座等の機会を通じて周知を図ってまいりたい。

※【委員からのご意見】については、第1回専門部会において各委員からいただいたご意見を記載しており、【意見に対する考え方】については、ご意見に対する現時点の考え方を記載している。

※【現況と課題】、【施策の展開】、【「ひとの力」の視点】については、いただいたご意見を踏まえた計画への反映や、今年度策定を予定している各分野の計画（産業、観光、農業、福祉など）との整合性を図るなど、第1回専門部会以降に変更等があった個所に、アンダーライン（新規及び加筆修正箇所）及び見え消し修正で記載している。

分類：安全・安心

【めざすまちの姿】15 安全で快適な生活を送っている

施策	施策の基本方針	
②消防・救急・救助体制の充実	火災をはじめ複雑・多様化する災害を未然に防止し、被害を軽減するため、消防力の充実強化や火災予防の推進、常備消防 ^{※1} の広域連携体制の強化、さらには救急救助体制の整備を図り、市民生活の安全確保に努めます。	
	※1 日本における消防専門の市町村部局で、消防本部として消防組織法に基づいて市町村に設置される。消防本部の業務実施機関として消防署が置かれる。	
現況と課題	施策の展開	「ひとの力」の視点
・全国では、建物火災による死者の約9割が、住宅火災により発生している状況であることから、住宅防火対策の一層の推進を図る必要があります。また、建物利用の多様化・複雑化に伴い火災発生時において人命危険が高い小規模社会福祉施設、雑居ビル等が近年増加傾向にあることから、社会の動向に対応した防火安全対策を推進していく必要があります。 ・高齢化の進展進行や一人暮らし高齢者の増加により災害時における要配慮者数について増加が見込まれることから、今後も救急・救助需要は高い水準で推移するものと考えています。このため、高度な救急・救助体制を整備し、救命率の向上に努めていく必要があります。 ・少子高齢社会の進展や産業・就業構造の変化、さらには個人の価値観の多様化によって、消防団員は減少傾向にあることから、消防団の組織及び機能の充実強化を図る必要があります。 ・人口減少の進行により、人的・財政的な資源に限られる一方、消防は火災や救急のほか大規模地震や豪雨災害、テロ災害等の複雑化・多様化する災害に適切に対応していかなければならないことから、今後とも人的・財政的な資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な消防体制を整備・確立していく必要があります。	＜火災予防の推進＞ ・市民の安全・安心な暮らしを支える防火情報等を積極的に発信するとともに、単身高齢者宅への防火訪問、防火講習会、住宅用火災警報器の設置促進等、住宅防火対策を積極的に推進し、住宅からの死傷者の低減と火災の減少に取り組みます。 ・効果的な立入検査の実施と、違反是正の強化に努め、火災予防を推進します。 ＜消防力の充実強化＞ ・消防力の充実強化を図るため、災害拠点中枢施設となる消防本部庁舎の耐震化をはじめ、消防署所及び分団器具置場の適正配置、消防機械器具、高機能消防指令センターシステム、消防救急デジタル無線や消防水利の整備を進めるとともに、県西部6市による常備消防の広域連携体制の強化を図ります。 ・ドローン等で構成する現場映像伝送装置をより効果的に活用することにより、消防活動の効率化、被害の軽減を図ります。また、新たな119番通報システムや活動支援ロボット等の次世代技術の活用について研究を進めます。 ・地域の防災力の中核をなす消防団の充実強化は、地域消防・防災力の向上に必要不可欠であります。若者・女性が入団しやすい活動環境の整備や処遇改善を進めるとともに、消防団装備等の整備、学生消防団活動認証制度や機能別団員制度等の運用により消防団員の活動力の向上と確保に積極的に取り組み、消防団の活性化を推進します。 ＜救急・救助体制の整備＞ ・救急救命士の育成や高規格救急自動車等の更新を計画的に行っていきます。また、AEDの取扱いを含めた救命講習の充実を図り、救命率の向上と市民への応急手当の普及啓発に努めます。 ・市民を対象とした救命講習会の充実を図り、救命率の向上と市民への応急手当の普及啓発を図ります。 ・新型コロナウイルスの感染拡大に対しては、適切な救急搬送を実施するほか、職員や傷病者への感染防止を徹底にし努めていきます。 ・複雑多様化、大規模化する救助事案に対応するため、職員の能力向上と資機材等の計画的な整備を図ります。	・新たな消防団員の成り手不足により、消防団の維持が課題となっているため、「学生消防団活動認証制度」や「機能別団員制度」の運用による女性や学生等の多様な人材の参加を促す取り組み。 ・救急車が到着するまでの間、市民による応急手当の実施の一層の推進を図るため、市民の間に応急手当の知識と技術を広く普及させる取り組み。

分野別計画取りまとめ表

委員からのご意見	意見に対する考え方

※【委員からのご意見】については、第1回専門部会において各委員からいただいたご意見を記載しており、【意見に対する考え方】については、ご意見に対する現時点の考え方を記載している。

※【現況と課題】、【施策の展開】、【「ひとの力」の視点】については、いただいたご意見を踏まえた計画への反映や、今年度策定を予定している各分野の計画（産業、観光、農業、福祉など）との整合性を図るなど、第1回専門部会以降に変更等があった個所に、アンダーライン（新規及び加筆修正箇所）及び見え消し修正で記載している。

分類：安全・安心

【めざすまちの姿】15 安全で快適な生活を送っている

施策	施策の基本方針	
③道路整備・交通安全・防犯対策の充実	市民の日常生活を支える市道の改良等を行い、機能的な生活道路網の形成を図ります。 また、安全で快適な道づくりを推進する中で、市民の交通安全意識の普及・啓発を図るとともに、子どもや高齢者、障がい者などに優しい道路交通環境の整備に努めます。 さらに、防犯意識の啓発と防犯運動の推進により、犯罪の起こりにくい環境を整備し、市民が安心して暮らせる生活環境の実現に努めます。	
現況と課題	施策の展開	「ひとの力」の視点
・市内には、道路幅員が狭く車両のすれ違いが困難な箇所があります。交通安全、交通の円滑化、災害時における緊急車両等の通行の確保などを図るため、道路整備が求められています。 ・これまでに整備した橋梁等の社会基盤の高岡市が管理する道路橋は、約1,100橋以上あり、今後急速に老朽化が進む中、安全性・信頼性の確保のため適切な維持更新を進める必要があります。 ・高岡市の交通事故件数は減少傾向にあるものの、高齢者が関係する事故が依然として高い傾向にあります。このため市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、高齢者の事故防止に向けた啓発活動や歩行者や自転車に優しい道路環境の整備を進める必要があります。 ・高岡市の刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、生活に身近な犯罪は後を絶たない状況にあります。安心して暮らせる住み良いまちをつくるために、市民一人一人の防犯意識を啓発し、地域ぐるみの積極的な防犯活動を促進する必要があります。	＜市道整備の推進＞ ・生活道路の安全性、快適性の向上、災害時における緊急車両等の通行の確保を図るため、ボトルネック区間の解消など交通事情や地域の特性に応じた市道の改修、交差点改良等の整備を進めます。 ・橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の計画的な維持更新を進めます。<u>今後、老朽化が進行する社会基盤を適切に維持管理するため、「新規整備」から「維持更新」へ重心を移し、既存ストックを最大限に生かしながら道路ネットワークの安全性・信頼性の向上に努めます。併せて、橋梁の法定点検等へAI等を活用した新技術を導入し、点検作業の省力化・コスト削減を図ります。</u> ＜交通安全対策の充実＞ ・子どもや高齢者、障がい者などに優しい等の歩行者や自転車が移動しやすい交通安全施設の整備を進めるなど、交通事故が起こりにくい道路環境づくりを推進し、必要に応じた信号機の設置や交通規制を要望するなど総合的な交通安全対策を講じます。 ・交通関係機関・団体との連携のもと、交通安全教育を推進するとともに、市民総ぐるみでの交通安全運動を実施し、交通安全意識の普及・啓発に努めます。 ＜地域防犯対策の推進＞ ・防犯関係機関・団体との連携を図り、防犯情報の提供等を通じ、地域における防犯意識の普及・啓発を推進するとともに、<u>地域防犯組合や地域防犯パトロール隊等の</u>自主防犯組織の育成・支援を積極的に進めます。 ・街頭犯罪の防止や交通事故防止の両面から、街灯の設置を積極的に進めるなど犯罪や交通事故の起こりにくい生活環境の整備に努めます。	・<u>これまでの地域の防犯パトロールに加え、</u>屋外で活動や事業を行う団体、特定非営利活動法人、企業等に協力を依頼し、自らの活動時間中に、活動に支障のない範囲で、子どもの見守りや緊急事態の対応等を行い、子どもの安全を確保する体制の構築。
委員からのご意見		意見に対する考え方

※【委員からのご意見】については、第1回専門部会において各委員からいただいたご意見を記載しており、【意見に対する考え方】については、ご意見に対する現時点の考え方を記載している。

※【現況と課題】、【施策の展開】、【「ひとの力」の視点】については、いただいたご意見を踏まえた計画への反映や、今年度策定を予定している各分野の計画（産業、観光、農業、福祉など）との整合性を図るなど、第1回専門部会以降に変更等があった個所に、アンダーライン（新規及び加筆修正箇所）及び見え消し修正で記載している。

分類：安全・安心

【めざすまちの姿】15 安全で快適な生活を送っている

施策	施策の基本方針	
④緑化の推進と保全	自然環境における緑、歴史が伝える緑（瑞龍寺・勝興寺周辺等の風致地区や散居村等）、公園や公共施設における緑の保全と活用を図ります。 また、道路や水辺空間などの緑の創出を行い、市民・企業・行政の一体的な緑化の推進態勢に努めます。	
現況と課題	施策の展開	「ひとの力」の視点
・人々の価値観は、ゆとりやうるおい、やすらぎを強く求めており、身近な生活環境における緑やオープンスペースの充実を求める声が高まっています。 ・公園や緑地は、人にやすらぎを与えるとともに、地球温暖化の防止対策、災害時の避難場所など多面的な機能を有しており、都市空間における緑化の推進と保全が求められています。また、緑化の推進等には、地域の活動が不可欠であり、その組織づくりに取り組む必要があります。	＜緑の保全と活用＞ ・丘陵地・河川・海岸等の自然の緑、公園緑地等の保全・活用に努めます。 ＜緑の創出＞ ・高岡市の花(かたかご)、花木(さくら)、木(つまま)の普及に努めます。 ・道路や河川等を緑化し個性的な緑の回廊を創出し、緑豊かな美しいまちづくりを推進します。 ・拠点緑地の充実を図るとともに、防災を考慮した公園づくりを進めます。 ＜緑化の推進体制＞ ・地域の緑化計画の策定を高岡市花いっぱい連盟や各種団体と連携し推進します。 ・公園緑地や街路樹など、地域の緑を守り育てるための活動に参加できる組織づくりに清掃活動等を通じて取り組みます。	・地域緑化の指導的立場であるグリーンキーパーと連携しながら市内の保育園・小学校等への緑化指導を強化し、幼児期から学習や遊びの中で花や緑に親しみながら地域緑化への意識を高め、次世代の担い手を育成する。 ・公園愛護協力会の活動の充実のため、適正な公園管理の知識向上を図る講習会等を開催。
委員からのご意見		意見に対する考え方

※【委員からのご意見】については、第1回専門部会において各委員からいただいたご意見を記載しており、【意見に対する考え方】については、ご意見に対する現時点の考え方を記載している。
※【現況と課題】、【施策の展開】、【「ひとの力」の視点】については、いただいたご意見を踏まえた計画への反映や、今年度策定を予定している各分野の計画（産業、観光、農業、福祉など）との整合性を図るなど、第1回専門部会以降に変更等があった個所に、アンダーライン（新規及び加筆修正箇所）及び見え消し修正で記載している。

分類：安全・安心

【めざすまちの姿】15 安全で快適な生活を送っている

施策	施策の基本方針	
⑤河川・海岸の保全・整備	安全・安心な河川、海岸域を確保するため、河川の改修や海岸の侵食対策をすすめるとともに、河川及び海岸域の活用を図るため、市民が親しむことのできる水辺空間の創出など環境整備事業を計画的に進めます。	
現況と課題	施策の展開	「ひとの力」の視点
・庄川、小矢部川がもたらす豊かな水・自然環境は、人々の生活にやさらぎと <u>うるおい潤い</u> を与えている一方、いまなお危険箇所が残されており、洪水予防等の安全対策が必要です。また、宅地開発に伴う雨水流出量の増大により、浸水被害が生じることがあります。 ・雨晴海岸や国分海岸は、海上に浮かぶ立山連峰の雄大な景観が見られる県内有数の景勝地であり、海辺は、良好な海水浴場となっています。一方、富山湾の特異な地形が関係し、冬期の波浪等による砂浜の侵食及び岩場の崩壊が進んでおり、快適で安全な海浜域の保全対策が必要です。	＜河川改修の推進＞ ・洪水による災害を未然に防ぐため、準用河川の計画的な改修整備を行うとともに、適正な管理に努めます。また、国の直轄河川や県管理河川の改修促進を国・県に働きかけていきます。 ＜海岸侵食防止対策の推進＞ ・海岸侵食の進む雨晴海岸の侵食防止対策を国・県に働きかけていきます。 ＜河川・海岸環境の整備促進＞ ・河川の自然に親しみ、心やすらぐ水辺空間を創出するため、庄川・小矢部川の河川環境の整備を図ります。 ・良好な海岸景観と、海と人がふれあう場を確保するため、雨晴海岸や国分海岸の環境整備を国・県に働きかけていきます。	
委員からのご意見		意見に対する考え方

※【委員からのご意見】については、第1回専門部会において各委員からいただいたご意見を記載しており、【意見に対する考え方】については、ご意見に対する現時点の考え方を記載している。

※【現況と課題】、【施策の展開】、【「ひとの力」の視点】については、いただいたご意見を踏まえた計画への反映や、今年度策定を予定している各分野の計画（産業、観光、農業、福祉など）との整合性を図るなど、第1回専門部会以降に変更等があった個所に、アンダーライン（新規及び加筆修正箇所）及び見え消し修正で記載している。

分類：安全・安心

【めざすまちの姿】15 安全で快適な生活を送っている

施策	施策の基本方針	
⑥雪対策の充実	幹線道路、通学路や歩道、主要な公共施設へのアクセス道路など除雪を強化充実するとともに、地域ぐるみでの除排雪を促進するなど、自分たちで出来ることは自分たちでという意識のもと行政と市民が一体となって雪害のないまちづくりを推進します。	
現況と課題	施策の展開	「ひとの力」の視点
・冬期の降積雪期間における安全で円滑な道路交通を確保し、安全・安心な市民生活を支えるため道路の除排雪を充実する必要があります。 ・降雪時における迅速な対応が求められており、民間除雪借り上げ機械の減少、高齢化による除雪機械のオペレーター不足の改善が必要です。 ・住民の理解と協力を得ながら地域ぐるみの除排雪活動を推進する必要があります。	<雪に強いまちづくりの推進> ・除雪体制の充実を図るため、新規オペレーターの確保及び地域主体の除雪体制※¹の推進を図ります。 ・市道に消雪施設を設置しようとする地元自治会等で組織する消雪管理組合に対し支援を行います。 ・地域ぐるみ除排雪活動を推進するため、地域の実情に応じた小型除雪機械を配備するとともに、オペレーターの育成を図ることにより、地域の除排雪活動を支援します。 ・行政と市民が一体となって冬の道路交通を確保するため、<u>除雪情報の提供や</u>、広報等で道路除雪の協力等について啓発していきます。 ※1 自治会等が主体となり、除雪業者の代わりに生活道路の除雪を行うこと。	・新規オペレーターを確保するための除雪資格取得を支援。 ・資格取得講習会<u>のを</u>開催し、地域での除排雪活動を推進。<u>の支援及び地域主体の除雪体制の推進を図る。</u>
委員からのご意見		意見に対する考え方

※【委員からのご意見】については、第1回専門部会において各委員からいただいたご意見を記載しており、【意見に対する考え方】については、ご意見に対する現時点の考え方を記載している。

※【現況と課題】、【施策の展開】、【「ひとの力」の視点】については、いただいたご意見を踏まえた計画への反映や、今年度策定を予定している各分野の計画（産業、観光、農業、福祉など）との整合性を図るなど、第1回専門部会以降に変更等があった個所に、アンダーライン（新規及び加筆修正箇所）及び見え消し修正で記載している。

分類：安全・安心

【めざすまちの姿】15 安全で快適な生活を送っている

施策		施策の基本方針	
⑦上・下水道の整備		市民生活、都市基盤を支える重要なライフラインである上水道、下水道を計画的に整備し、利用者の拡大と生活環境の改善を図るとともに、事業経営の安定化に努めます。	
現況と課題		施策の展開	「ひとの力」の視点
＜上水道の整備＞ ・給水人口の減少や節水型社会への進展などにより、水需要は減少傾向にあります。一方で、水道施設の更新需要の増大により、上下水道事業の経営環境は厳しさを増しています。市民生活に欠かすことのできない水道サービスの安定的な継続に向けて、効率的な事業運営に取り組む中、水道施設の耐震化や老朽施設の更新を計画的に進める必要があります。 ＜下水道等の整備＞ ・生活環境の改善、公共用水域の水質保全、浸水対策の推進など快適で安全な暮らしを支えるため、下水道の整備を進める一方、下水道認可区域以外における合併処理浄化槽の設置支援も行ってきました。今後とも、汚水処理施設の早期概成を図るため、合併処理浄化槽を含めた、地域に最も適した効率的で効果的な汚水処理施設整備を進めます。		＜上・下水道の整備＞ ・将来にわたり持続可能な上下水道の事業経営を行うため、他事業体との広域連携や官民連携と併せて、IoT技術の活用を図るなど、効率的な事業運営に努める中で、上下水道施設整備を推進します。 ＜上水道の整備＞ ・安全で安心できる良質な水の安定供給を提供し続けるため、「安全」「強靱」「持続」を施策の柱に、アセットマネジメントを活用した老朽基幹施設及び老朽管、鉛給水管の更新を推進しながら水道施設の耐震化を進め、地震等の災害に強い水道施設の構築を図ります。 ＜下水道の整備＞ ・衛生的な環境の中で安全で快適な暮らしができるよう、公共下水道の効率的な整備及び浸水被害の軽減を図るとともに、ストックマネジメント計画に基づいた管渠及び施設の改築・更新を計画的に進めます。 ＜合併処理浄化槽の整備＞ ・下水道認可区域外における合併処理浄化槽の設置に対し支援を行い、生活環境の保全や公衆衛生の向上に努めます。	
委員からのご意見		意見に対する考え方	

※【委員からのご意見】については、第1回専門部会において各委員からいただいたご意見を記載しており、【意見に対する考え方】については、ご意見に対する現時点の考え方を記載している。

※【現況と課題】、【施策の展開】、【「ひとの力」の視点】については、いただいたご意見を踏まえた計画への反映や、今年度策定を予定している各分野の計画（産業、観光、農業、福祉など）との整合性を図るなど、第1回専門部会以降に変更等があった個所に、アンダーライン（新規及び加筆修正箇所）及び見え消し修正で記載している。

分類：安全・安心

【めざすまちの姿】15 安全で快適な生活を送っている

施策	施策の基本方針	
⑧消費生活の向上	消費者が正しい知識を身に付け、自ら考え行動できるよう、情報提供に努めるとともに、消費者保護を推進し、消費生活の安定と向上に努めます。	
現況と課題	施策の展開	「ひとの力」の視点
・消費者被害は複雑化、多様化しており、悪徳商法やインターネットの利用によるトラブルも多くなっています。 ・高齢化の進行や成年年齢の引き下げなど、ぜい弱な消費者の増加が予想されます。特に高齢者を狙う特殊詐欺※¹は手口が巧妙になっており、消費者トラブルの未然防止に向けた消費者教育や情報提供等を充実する必要があります。 ・本市の消費者活動をけん引してきた消費者団体の高齢化や解散が進んでいることから、新たな担い手を育成する必要があります。	＜消費者教育及び情報提供等の充実＞ ・より多くの市民が正しい知識を身に付け、自ら考えて判断し行動できるよう市内の消費者団体と連携し、消費者教育に努めます。 ・消費者活動に賛同する団体の協力や参画を促し、より広く市民に対し消費者教育や情報提供を行える体制を整えます。 ＜消費生活相談体制づくり＞ ・多様化する消費者ニーズに的確にとらえ、県消費生活センター、国民生活センターや地域との連携を深め、各種相談に対応できる体制づくりに努めます。	・自分で正しい判断や行動ができる賢い消費者を増やすため、消費者団体と協力して、広く市民に対し消費者教育を行う。 ・消費者教育を行う市内の消費者団体に、市消費生活センターに寄せられる最新の相談傾向などを提供することで、団体のレベルアップを図る。
委員からのご意見		意見に対する考え方

※【委員からのご意見】については、第1回専門部会において各委員からいただいたご意見を記載しており、【意見に対する考え方】については、ご意見に対する現時点の考え方を記載している。

※【現況と課題】、【施策の展開】、【「ひとの力」の視点】については、いただいたご意見を踏まえた計画への反映や、今年度策定を予定している各分野の計画（産業、観光、農業、福祉など）との整合性を図るなど、第1回専門部会以降に変更等があった個所に、アンダーライン（新規及び加筆修正箇所）及び見え消し修正で記載している。

分類：安全・安心

【めざすまちの姿】16 その人らしさが尊重され、お互いに助け合いながら幸せに暮らしている

施策	施策の基本方針	
①市民が主役の地域づくりへの支援	複雑、多様化する社会や生活環境の変化に伴って生じる課題に対し、市民や地域貢献を担う団体等が連携し、様々なアイデアを出し合って、主体的に地域づくりに取り組めるよう支援します。	
現況と課題	施策の展開	「ひとの力」の視点
・共創の指針を策定し、これまで以上に連携して社会的課題を解決していくため、共創の基盤づくりに取り組んできました。 ・自治会等によるコミュニティ活動をはじめ、市民や企業、大学による地域活動、ボランティア団体やNPO等による公共的な活動はそれぞれ積極的に行われていますが、共創の取組み意識の醸成には至っていない状況です。 ・人口減少や少子高齢化等による社会変化に加え、市街化地域と中山間地域では状況が大きく異なるなど、市民ニーズがますます多様化しています。 ・課題解決のため、目的ごとに多くの団体が結成されており、地域の負担が増加し、担い手の不足が問題となりはじめています。 ・行政主導による一律的な対応では多様な市民ニーズに応えることが困難となっており、今後は、地域住民が主体的に地域課題に取り組むための支援が重要になってきます。	＜共創の基盤の強化＞ ・本市における市民活動情報の周知を図り、各団体の活動の活性化と連携を推進します。 ・共創の推進のため、地域課題を解決する先駆的活動を支援・育成し、広く市民に啓発します。 ＜地域における共創の手法の活用＞ ・様々な地域活動を維持していくため、地域人材の育成と活用に取り組みます。 ・地域の多様な力を結集し、地域が主体となって地域課題の解決について「考える場」を構築するための支援をします。 ＜住民が主体となる地域づくり＞ ・各地域においてニーズに応じた地域活動を可能とするため、拠点となる施設の機能拡充を図ります。 ・地域の拠点性を高めるよう地域が主体となる施設運営への移行を支援します。	・これまで市民活動等に携わってこなかった市民に市内の活動の周知を図り、新たな人材の掘り起こしに努める。 ・地域住民が主体となって地域の課題解決に取り組む体制を構築するための支援をすることにより、地域人材の育成を図る。 ・地域外の人材都市圏在住者（いわゆるヨソ者）ならではの視点と熱意を取り込み、定住しながら新たな視点による地域資源の掘り起こしなどの地域協力活動に従事していただくことで、地域住民に刺激を与え活性化を図る。
委員からのご意見		意見に対する考え方
①昔に比べ生活が便利になったことで、それだけ地域で協力し合う必要がなくなってしまうように感じる。その中で共生意識の醸成をどのように図ることができるかが課題である。（再掲） ②御車山の準備などで顔を合わせ、自然にお互いの情報交換を行うことで、例えば災害の場面になっても、横の連携が生まれる。町内で10人程度のLINEグループを作っているが、10人であっても家族を合わせたら大きなつながりになる。少しずつでもやることで人のつながりが生まれるのではないか。こうした動きが水平展開し、口コミや広報などで他地域にも広がっていけばよい。 ③自治会や地域への役割などが記載しており、大変有難い。今後は、小規模多機能自治に取り組んでいくことも良いと感じている。		①「現状と課題」「施策の展開」に記載したとおり、“行政主導による一律的な対応が困難となっており、今後は、地域住民が主体的に地域課題に取り組んでいくことが重要”と捉え、“地域の多様な力を結集し、地域が主体となって地域課題の解決について「考える場」を構築するための支援”をしていきたい。そして「考える場」に地域住民が参画していただき、目的や課題を共有してもらうことで、共創・共生の意識の醸成が図られることを狙っている。 ②優れた取組みは、他地域に紹介し、水平展開を図っていく。さらに“住民が主体となって地域課題の解決について「考える場」”に住民の参画を促し、共創・共生の意識の醸成が図られていくなかで、人のつながりが広がっていくことも期待している。 ③「施策の展開」において“地域の拠点性を高めるよう地域が主体となる施設運営への移行を支援すること”としており、このなかで、各地域において、小規模多機能自治型も参考にして、新しい地域運営組織への移行を検討していくことを考えている。

分野別計画取りまとめ表	
④地域を活性化させるためには、小学校単位で枠組みを作るのが良い。中学校単位では、エリアも広く人と人との結びつきが少ないが、小学校単位は、顔見知りの人がわかるギリギリのエリアだと思う。 ⑤行政は、何年かすると異動により担当者が変わるので、市が地域の実情を把握できておらず、地域とのつながりが薄いため、地域住民の参加を具体化することが難しい。縦割りのものを横につなぐのは、現場（地域）しかない。 ⑥各地域で、受け皿（枠組み）となるような総合的で持続性のある組織が必要である。市も政策を進めやすくなり、各地域も自分たちでやりたい事を決められるので、選択肢も増え、やりがいも出てくる。 ⑦都市圏在住者（いわゆるヨソ者）ならでは・・・いわゆるヨソ者は、差別的表現なのでしない方がよいと思う。 ⑧熱意をもって取り組む地域の人の姿を見たり、そうした人の考え方に触れたり、一緒に活動することなど、学生（や若者）と地域住民が交流して充実感を得られるものを得られれば、相互に WINWIN な関係が構築し、持続していくと思う（もちろんミッションの共有や見直しなど、相応のメンテナンスが必要となる）。こうした地域と大学、地域と住民をつなぐコーディネートする人材や、コーディネートする機関というのが重要。以前視察したときに、福井県鯖江市などは、自治体職員の地域担当制（どのエリアをどの職員が対応する）を置いていたり、地域活動への参加ノルマ（何時間を地域活動に従事する）など職員の率先した地域活動への参加を促していたりした。確かに行政職員が地域に入ると、要望や非難が多くなることは安易に想像つくが、共創を進めるならば、自治体側の大きな覚悟と大胆な行動が求められると思う。	④「施策の展開」における“地域における共創の手法の活用”や“住民が主体となる地域づくり”については、旧小学校区単位で取り組むこととしている。 ⑤「施策の展開」において“様々な地域活動を維持していくため、地域人材の育成と活用に取り組むこと”としており、このなかで、各地域において、地域の人材を活かした事務局体制の構築を進めたいと考えている。事務局の連続性が担保できれば、持続的な地域活動が可能になり、各団体の縦割りを改善し、横断的に運営していくことができると考えている。 ⑥各地域において、地域の人材を活かした事務局体制が構築できれば、会長などの交代があっても円滑な引継ぎが可能となり、持続的に自分たちでやりたい事を決められる地域活動が実施でき、やりがいも増加すると考えている。 ⑦「都市圏在住者（いわゆるヨソ者）」ではなく、「地域外の人材」という言い方に変更する。 ⑧全国的にも地域外の人材の熱意と行動が地域に大きな刺激を与える事例が増えており、本市としても地域・関係団体の意向を踏まえながら、行政と地域・関係団体がミッションを共有し、新たな視点や発想を取り入れることで、地域の魅力と活力の再発見や、更なる活性化を図っていく。 各地域において、地域の人材を活かした事務局体制が構築されれば、自ら地域課題を解決していく持続的な取組みが可能となると考える。さらに、各地域において、小規模多機能自治型も参考にして、新しい地域運営組織への移行を検討していくことを考えている。本計画においてコーディネート機能は地域の事務局が担うこととなる。一方、行政職員については、自主的かつ積極的に、居住する地域の活動に参加することで、地域を盛り上げていくよう促したい。
※【委員からのご意見】については、第１回専門部会において各委員からいただいたご意見を記載しており、【意見に対する考え方】については、ご意見に対する現時点の考え方を記載している。 ※【現況と課題】、【施策の展開】、【「ひとの力」の視点】については、いただいたご意見を踏まえた計画への反映や、今年度策定を予定している各分野の計画（産業、観光、農業、福祉など）との整合性を図るなど、第１回専門部会以降に変更等があった個所に、アンダーライン（新規及び加筆修正箇所）及び見え消し修正で記載している。	

分類：安全・安心

【めざすまちの姿】16 その人らしさが尊重され、お互いに助け合いながら幸せに暮らしている

施策	施策の基本方針	
②多文化共生社会の推進	外国籍市民の方でも必要な情報が手に入るよう生活情報などの多言語化を推進します。 また、温かい心で外国の人々と接することのできる市民意識の高揚を図るとともに、外国人が住みやすい、魅力あるまちづくりを進めます。	
現況と課題	施策の展開	「ひとの力」の視点
・人口減少や少子高齢化が進行する中、<u>地域の活性化を通じて持続可能な地域づくりを推進するため、地域の日本人と外国人が連携し共生を図ることがますます重要です。地域経済・社会を支える人材として外国人の役割は重要性を増しています。</u> ・本市の外国人外国籍市民は永住者や企業への実習生が多く国籍は多様化しています。市民みんなが穏やかに安心して暮らしていくためには、お互いの文化の違いを認め合い、理解し合うための取り組みが必要です。 ・日本語が十分理解できないために、円滑な意思疎通が図れず、様々な場面において支障が生じることがあります。<u>外国人外国籍市民</u>に対する日本語習得の取り組みを進め、円滑にコミュニケーションできる環境を整備する必要があります。 ・国際交流関係団体においては、<u>在住外国人外国籍市民</u>への支援や市民との交流事業の企画など多文化共生※¹の様々な活動が広がっています。 ※1 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。	＜多文化共生のまちづくり＞ - 案内標識やホームページ、SNS、パンフレット等による多言語情報提供や外国人相談員による生活相談体制の充実を図ります。 - 地域、学校、職場等の幅広い世代間での多文化共生意識の啓発のほか、<u>地域の日本人と外国人と地域住民との交流事業や地域の防災訓練の参加などを通じて、お互いが教え合い、協力し合うことのできる多文化共生の地域づくりを進めます。</u> - 日本のルールや生活に必要な日本語を学び、理解を深めるため、外国籍市民が日本語を学ぶ機会を提供するとともに、日本語学習の支援者となる人材の育成を図ります。 ＜互いの文化を理解しあう環境づくり＞ - 国際交流関係団体と連携し各種講座や外国人との交流イベントを通して国際理解を深め、国際人としての資質を備えた市民の育成を推進します。	・外国人外国籍市民が地域の一員として活躍しやすい環境を整備するため、生活者としての外国人外国籍市民に対する日本語の学習機会の提供や、外国人外国籍市民の支援に携わる人材の育成の拡充に取り組む。

分野別計画取りまとめ表	
委員からのご意見	意見に対する考え方
①高岡市に外国人が増えてきたことにより、課題も出てきた。課題の一つが防災。外国人は日本が災害大国であることを知らないことが多いため、自国が災害のないところだと防災の意識が薄く、対処の仕方を知らない人が多い。（再掲） ②昨日、地震があったが、知人がパニックになっていたので、LINE で対処の仕方を教えた。地域の中で、町内レベルで外国人とつながりを作ることが大事。外国人が地域と関わり、お互いを知ることができれば、災害時にお互いの命を救い合うことができる。（再掲） ③高岡は海も山も近く、渋滞や待ち時間がなく、食べ物も美味しく、とても住みやすい。また、野村小学校など、外国籍児童の受け入れ態勢も整っている。永住する外国人に高岡を選んでもらえるように、地域で住みよさをアピールすることが重要。ブラジル人がこんなに多くいるのは住みやすいと感じているからで、家を買うなどの動きも出てきている。今はベトナム、インドネシアなどの若い人が増えてきており、この人たちが永住するとなった時に高岡を選んでもらうようにすることが大事だ。 ④地域と外国人のつながりがもっとできれば、永住につながる。プライバシーの問題もあるが、自治会で住民基本台帳のようなものを管理し、住んでいる人に定期的に顔を出すような仕組みができればよい。そうすれば、もし災害が起こったときも、お互いに助け合い、命を守り合うことができる。（外国人は災害弱者という考えを改めたい） ⑤現況と課題の1 ポツ目、日本国籍市民ベースで書かれていて外国人市民について配慮が十分ではないように感じる。「重要だから」ではないのでは。 ⑥日本国籍市民に対してできることを考える（交流だけで十分か）。 ⑦外国籍市民の子どもがキャリアビジョンをえがけること。高岡市民としてキャリア形成すれば、市民として地域参加ができるのでは。ボランティアにも参加してもらえる。スキルストックの方法＋研修で自己肯定感も向上する。	①高岡市総合防災訓練に通訳付きでの参加や、外国籍市民が集まる日本語教室等での出前講座を開催するなど、いつ起きるかわからない災害に対して知識・意識を高める取り組みを行っている。 ⇒ 施策の展開＜多文化共生のまちづくり＞の2 点目に掲載。 ②地域の日本人と外国人のつながりを形成するため、地域での交流事業や交流イベント等の実施、地域コミュニティ交流事業への助成を行うなど、顔を合わせてお互いを知る機会を提供し災害時の支援にもつなげていきたい。 ⇒ 施策の展開＜多文化共生のまちづくり＞の2 点目に掲載。 ③ホームページや SNS、パンフレット等で本市の魅力や生活に必要な情報を多言語で提供を行っているほか、市役所 1 階の生活相談コーナーでは個人情報に配慮した環境整備を行うなど安心して相談できる場所として生活支援を行っている。これらの支援を通して外国籍市民が住みやすい地域として高岡の良さを感じ選んでもらうことにつなげていきたい。 ⇒ 施策の展開＜多文化共生のまちづくり＞の1 点目に掲載。 ④地域の日本人と外国人のつながりを形成するため、地域での交流事業や交流イベント等の実施、地域コミュニティ交流事業への助成を行うなど、顔を合わせてお互いを知る機会を提供し災害時の支援にもつなげていきたい。 ⇒ 施策の展開＜多文化共生のまちづくり＞の2 点目に掲載。 ⑤「地域の活性化を通じて持続可能な地域づくりを推進するため、地域の日本人と外国人が連携し共生を図ることがますます重要です。」に修正した。 ⑥施策の展開＜多文化共生のまちづくり＞の2 点目に「お互いが教え合い、協力し合うことのできる」を追加した。 ⑦外国籍市民のキャリア形成につなげるため、日本語を学ぶ機会の提供や、外国籍市民の支援に携わる人材の育成に取り組み、外国籍市民が地域の一員として活躍しやすい環境を整備する。施策の展開＜多文化共生のまちづくり＞の3 点目に掲載。

※【委員からのご意見】については、第1 回専門部会において各委員からいただいたご意見を記載しており、【意見に対する考え方】については、ご意見に対する現時点の考え方を記載している。

※【現況と課題】、【施策の展開】、【「ひとの力」の視点】については、いただいたご意見を踏まえた計画への反映や、今年度策定を予定している各分野の計画（産業、観光、農業、福祉など）との整合性を図るなど、第1 回専門部会以降に変更等があった個所に、アンダーライン（新規及び加筆修正箇所）及び見え消し修正で記載している。

分類：安全・安心

【めざすまちの姿】16 その人らしさが尊重され、お互いに助け合いながら幸せに暮らしている

施策	施策の基本方針	
③男女平等・共同参画社会の実現	男女がお互いを尊重し支え合うことによって、一人ひとりが持つ個性と能力を充分に発揮し、自らの意思と責任において多様な活動を選択することができるまちづくりに努めます。	
現況と課題	施策の展開	「ひとの力」の視点
・高岡市では、男女平等推進条例・プラン及びDV対策基本計画に基づき、市民委員会などの推進体制や相談・支援体制などを整備しています。さらに、「男女平等・共同参画都市宣言」を行い、行政・市民・事業者等が一体となって、男女平等・共同参画社会の形成に向けて取り組んでいます。 ・今なお、固定的な性別役割分担意識やこれを反映した社会制度や慣行などの課題が残っているため、引き続きその解消に努める必要があります。	＜男女平等・共同参画意識の啓発＞ ・学校、地域、職場、家庭などあらゆる場や機会を通じて「男女平等・共同参画都市宣言」の理念の浸透を図り、市民の男女平等・共同参画意識の高揚に努めます。また、社会問題となっている配偶者や交際相手などからの暴力に対する予防啓発の推進、安心して相談できる体制と被害者支援の充実を図ります。 ・男女平等・共同参画を阻害する諸問題や市の推進施策に対する苦情等の申出について、適切かつ迅速な処理に努めます。 ・ <u>性別等にとらわれず多様性を認め合うことへの理解の浸透を図ります。</u> ＜社会活動への参画推進＞ ・男女平等推進センターを拠点として、広い視野をもって行動するための学習の機会や活動の場の提供等を行い、市民の自主的な男女平等・共同参画活動を支援します。 ・各種審議会や地域活動への女性の参画を促進するとともに、地域におけるリーダーの育成に努めます。 ＜共同参画の環境整備＞ ・国・県と連携しながら就労機会の拡大、育児・介護休業など労働条件、子育て支援対策などの社会条件を整備・充実し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現できるしくみを整えます。	・男女平等・共同参画の施策を市民とともに進めるために、 <u>男女平等推進センターの活動登録団体や市民グループ等が持つ特色や専門性をセンター事業に活かすための取り組みを行う。</u> ・ <u>地域における男女共同参画の普及啓発や活動に取り組む富山県男女共同参画推進員に、その経験や実績をふまえた自主的な活動を働きかける。</u>
委員からのご意見		意見に対する考え方
①高岡市男女平等推進センター登録団体として、16年間Eフェスタ（男女平等推進のためのイベント）を行い続けてきたが、センターの意義、役割が広く市民に周知されていない。 ②センターは、市民へ周知するための取り組みを考えてほしい。そのための、「情報収集と提供、調査研究、啓発、指導者の養成及び研修」が果たされていない。せっかくセンターがあるのに活かされていない。 市民の自主的な男女平等・共同参画活動の支援について、果たされていない。市民の自主的な活動を支援するだけでなく、専門的知識をもって、リードして欲しい。また、市民がいろいろ活動している団体、いわゆる専門的知識をもつ団体もたくさんある。その団体の知識や技術を活用していくこと。 ③各種審議会や地域活動への女性の参画を促進するとともに、地域におけるリーダー育成について、市民団体、地域、行政（各課）の横のつながりを作らなければならない。縦割りではなく各課が横並びで連携して事業を行う必要がある。また、これからのセンターはジェンダー平等についての知識が不可欠。専門職を育成するか、NPOと協力して研修をする必要がある。 ④性的少数派の方々、障がいのあるの方々、外国人などマイノリティに対して、まだまだ配慮がたりない。センターでそれぞれを理解し合えるような講座や意見交換の場を作ること。		①、②男女平等推進センターは、男女平等・共同参画に関する施策を総合的に推進するとともに市民や団体の活動を支援する拠点施設として、その役割を果たしてきていると考えている。センターの相談室、センターが実施する事業について、まだご存知ない方々に、情報誌やイベントなどあらゆる機会を捉えてお知らせし、広くセンターの周知を図るよう取り組んでいく。 また、男女平等推進センターの活動登録団体や市民グループ等が持つ特色や専門性をセンター事業に活かすよう、取り組んでいく。 ③市では、男女平等推進庁内連絡会議や男女平等推進市民委員会を開催し、男女平等・共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に進めるよう取り組んでいる。引き続き、各種審議会や地域活動への女性の参画を促進するとともに、地域におけるリーダーの育成に努め、あらゆる分野において男女が平等に参画できる環境づくりを進めていく。 ④センターでは、性的少数者に関して、市民に正しく理解していただくため、講座やイベントを開催し、情報提供にも努めている。今後も、人権への配慮や性の多様なあり方について理解を進めるための啓発に取り組んでいく。

※【委員からのご意見】については、第1回専門部会において各委員からいただいたご意見を記載しており、【意見に対する考え方】については、ご意見に対する現時点の考え方を記載している。
※【現況と課題】、【施策の展開】、【「ひとの力」の視点】については、いただいたご意見を踏まえた計画への反映や、今年度策定を予定している各分野の計画（産業、観光、農業、福祉など）との整合性を図るなど、第1回専門部会以降に変更等があった個所に、アンダーライン（新規及び加筆修正箇所）及び見え消し修正で記載している。

分類：安全・安心

【めざすまちの姿】16 その人らしさが尊重され、お互いに助け合いながら幸せに暮らしている

施策		施策の基本方針	
④平和な地域社会の形成		すべての市民の人権が尊重される地域社会の形成に努めるとともに、国際社会の一員として平和なまちづくりを推進します。	
現況と課題	施策の展開	「ひとの力」の視点	
・高岡市では、市民一人一人が人権意識をもち、ともに生きる社会をつくるため、人権思想の普及と人権尊重意識の醸成に努めています。また、「平和都市宣言」を行い、国際平和の誓いのもと、あらゆる人々の人権を尊重する平和なまちとなることを内外に示しています。 ・子どもや高齢者に対する虐待、パートナーからの暴力、障がいのある人や外国人、性的指向・性自認などに対する偏見や差別が依然としてあるほか、インターネットの匿名性を悪用した人権侵害などの新たな人権問題が発生しています。	＜人権尊重の社会づくり＞ ・ また、ノーマライゼーション※1 理念の普及啓発に努めるとともに、 子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的指向・性自認をはじめとする各種人権課題に取り組むとともに、人間の多様性を認め合う意識の向上を図ります。 ・学校、家庭、職場、地域社会などさまざまな場面において、人権について一人一人が考え、人権尊重の意識を高めることができるよう、人権教育や人権啓発活動等を行います。 ＜平和尊重理念の普及＞ ・市民を中心とした平和活動を推進し、平和教育などを通じて平和尊重理念の普及啓発を行っていきます。 ※1 障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。	・地域ごとに任命している人権擁護委員と連携し、人権啓発活動の強化に取り組むなど、市民の人権意識の向上を図る。	
委員からのご意見		意見に対する考え方	

※【委員からのご意見】については、第1回専門部会において各委員からいただいたご意見を記載しており、【意見に対する考え方】については、ご意見に対する現時点の考え方を記載している。
※【現況と課題】、【施策の展開】、【「ひとの力」の視点】については、いただいたご意見を踏まえた計画への反映や、今年度策定を予定している各分野の計画（産業、観光、農業、福祉など）との整合性を図るなど、第1回専門部会以降に変更等があった個所に、アンダーライン（新規及び加筆修正箇所）及び見え消し修正で記載している。

分類：安全・安心

【めざすまちの姿】17 市役所が市民に信頼され、責任を持って取り組んでいる

施策	施策の基本方針	
①市民に開かれた市政の推進	市民が主体的かつ積極的に市政に参加できるようわかりやすい行政情報の提供、市民の声を活かす仕組みづくりに努めます。	
現況と課題	施策の展開	「ひとの力」の視点
・市民参加によるまちづくりには、市民と行政とのコミュニケーションを図り、市民が市政への関心を持ち、より良い信頼関係のもとで進めていくことが大切です。 ・高岡市では様々な方法で広報・広聴活動に取り組むとともに、市が保有している情報は市民との共有財産という視点で、可能な限り情報提供に努めています。 ・市民と行政のパートナーシップをさらに強め、市民が行政に対して提案し自らも主体的な活動を行えるよう、市民に開かれた市政運営が求められています。	<わかりやすい行政情報の提供・個人情報保護の徹底> ・<u>デジタル技術の活用をはじめ</u>その時代に求められる広報・広聴のあり方を検討しながら、市民と行政との双方向性の関係づくりに努めます。 ・個人情報保護対策や行政システムの信頼性の確保に努めながら、<u>電子申請の周知などを通じて</u>情報公開を積極的に進め、信頼と透明性のある行政運営の推進により、アカウンタビリティ（説明責任）を果たします。 <対話を深め、ともに考える> ・市民の多様な意見を施策に反映するため、タウンミーティングによる市民との対話、パブリックコメント※¹などによる広聴活動に努めます。 ・計画の策定や事業運営にあたっては、市民や専門家などからの意見を聴き、施策への反映に努めます。 ※1 計画などの策定過程の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的に、計画などの策定段階において、広く市民に対して計画案などを公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して行政の意思決定を行う方法。	・<u>行政情報の発信では、その背景や目的などをしっかりと市民に伝えるようなメッセージの出し方を工夫することで、市政へ参画する市民の力を掘り起こすことが有効だと考えている。</u> <u>そのうえで</u>、広聴活動を通じて地域のニーズを市民と行政が共有し、それを基にした広報活動へつなげるといった、市民が主体的に市政へ参加できる広報・広聴サイクルの運営に努めることで、市民一人ひとりの市政へ参画する意欲<u>を醸成する</u>。
委員からのご意見		意見に対する考え方

※【委員からのご意見】については、第1回専門部会において各委員からいただいたご意見を記載しており、【意見に対する考え方】については、ご意見に対する現時点の考え方を記載している。

※【現況と課題】、【施策の展開】、【「ひとの力」の視点】については、いただいたご意見を踏まえた計画への反映や、今年度策定を予定している各分野の計画（産業、観光、農業、福祉など）との整合性を図るなど、第1回専門部会以降に変更等があった個所に、アンダーライン（新規及び加筆修正箇所）及び見え消し修正で記載している。

分類：安全・安心

【めざすまちの姿】17 市役所が市民に信頼され、責任を持って取り組んでいる

施策	施策の基本方針	
②高度情報化の推進	急速に進展する情報通信技術を最大限に利活用し、行政の効率化を図るとともに、多様な市民ニーズに対応し、市民の利便性の向上に努めます。	
現況と課題	施策の展開	「ひとの力」の視点
・スマホの普及等により市民生活においてインターネットがより身近に利用可能となったことから、ICTやデータを利活用した次世代型のサービスの推進が求められています。 ・次世代技術の活用等による、効率的な行政運営や市民サービスの提供の実現を図ります。 ・市民の誰もが安心してデジタル化の恩恵を享受できるようなICT及びデータ利活用環境の実現を図ります。	＜デジタル活用等による市民サービスの向上＞ ・市民や企業等の負担を軽減するため、電子申請の拡充やWebによる相談に取り組めます。 ・官民データ利活用による地域や市民が求めるサービスの把握に努め、市民サービスの向上につなげます。 ・AI、RPA^{※1}等の次世代技術を活用し、事務作業の自動化、省力化を図り、迅速かつ質の高い行政サービスの提供の実現を図ります。 ・自治体クラウド^{※2}など、システムの共同利用により業務の標準化や行政手続の簡素化に取り組み、併せてセキュリティ対策の強化に努めます。 ＜デジタル化の恩恵を享受できるような環境づくり＞ ・市が保有する情報を二次利用が可能な形で公開し、民間での活用を促すオープンデータ^{※3}の推進に努めます。 ・高齢者や障がい者等、ICTを使いこなせる人と使いこなせない人の間に生じる情報格差（デジタル・ディバイド）の是正に努めます。 ※1 Robotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション）これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。 ※2 自治体の情報システムやデータを民間外部のデータセンターに置いて管理・運用する取組み。複数の自治体の情報システムを集約し共同利用を進めることにより、経費の削減及び住民サービスの向上等を図るもの。 ※3 行政が保有する公共データを、二次利用が可能で、かつ機械判読にも適したデータ形式で提供することにより、行政の透明性・信頼性の向上や官民協働による公共サービスの実現、地域経済の活性化などにつなげる取組み。	・<u>デジタルの活用によって合理化や省力化が図られた結果を、単なる業務の効率化に終わらせることなく、本来「ひとの力」が必要とされる市民との対話や相談、ノウハウを有する人と人との関係づくりに傾注させることにより、より一人一人のニーズにあった市民サービスの実現を目指したデジタルトランスフォーメーションを推進していく。</u>
委員からのご意見		意見に対する考え方

※【委員からのご意見】については、第1回専門部会において各委員からいただいたご意見を記載しており、【意見に対する考え方】については、ご意見に対する現時点の考え方を記載している。

※【現況と課題】、【施策の展開】、【「ひとの力」の視点】については、いただいたご意見を踏まえた計画への反映や、今年度策定を予定している各分野の計画（産業、観光、農業、福祉など）との整合性を図るなど、第1回専門部会以降に変更等があった個所に、アンダーライン（新規及び加筆修正箇所）及び見え消し修正で記載している。

分類：安全・安心

【めざすまちの姿】17 市役所が市民に信頼され、責任を持って取り組んでいる

施策	施策の基本方針	
③簡素で効率的な行財政の推進	新しい時代に対応した簡素・効率的で、市民サービスの維持向上が図られる行政運営、健全な財政運営、開かれた行政を民間の経営的な視点を取り入れながら推進します。 また、今後の行財政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念される公共施設等の老朽化対策として、人口減少の進展に伴う将来需要の変化を見据え、計画的な施設の再編・再配置による総量適正化を図りながら、将来的な経費負担の軽減・平準化を図ります。	
現況と課題	施策の展開	「ひとの力」の視点
・社会経済情勢の急激な変化や地域主権の推進に伴う市民サービスの裾野の拡大、市民ニーズの複雑・多様化、公共施設等の老朽化など、市政を取り巻く環境は大きな転換期にあります。 ・財政面では、社会保障関係費の増加や、過去の大型事業などにより公債費負担も高い水準が続くなど、約40億円の構造的な歳出超過が見込まれたことから、平成30年度から令和4年度までを期間とする「高岡市財政健全化緊急プログラム」を策定し、健全化に向けて取り組んでいるところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の停滞により、市税収入が減収となるなど、財源確保が一層、困難な状況となっています。 ・時代の要請への対応といった視点から、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに即応した施策を展開し、円滑に遂行できる簡素で効率的なわかりやすい組織機構の構築に努める必要があります。 ・<u>人口減少・少子高齢化が進行しており、地域経済の活力の低下や地域社会の担い手不足が懸念されています。このため、人口減少に歯止めをかけるとともに、人口減少下においても将来にわたって市民が安心して快適に暮らせる活力ある地域社会をつくること</u><u>が求められています。</u>	＜効率的・効果的な行財政運営＞ ・市民ニーズ、時代の要請、費用対効果の視点に立ったスピード感のある行財政運営の実現に向け、選択と集中による整理・合理化を進めます。このため、受益と負担の公平性の確保、効果や効率性はもちろんのこと、将来的な行政サービスの必要性や提供手法等、<u>行政のデジタル化</u>についても十分考慮しながら、絶えず事務事業の見直しを行っていきます。 ・将来の人口減少社会を見据え、地域の特殊性やバランスを考慮しながら、高岡市公共施設等総合管理計画に示す施設総量の適正化、長寿命化の推進、施設の有効活用の基本方針に基づき、公共施設の再編に取り組みます。 ・市民と行政がパートナーとして連携し、市民一人ひとりが公共活動や、まちづくりに関する市民活動に参画できる仕組みづくりを進めます。 ・計画的な職員数の適正化に努めるとともに、意思決定や業務遂行過程のスリム化などによる簡素効率的な組織機構の構築と、部局横断的で機動的かつ柔軟な執行体制の確立に努めます。 ＜市民に信頼される職員の育成＞ ・複雑、多様化する行政課題に的確に対応できる専門性とノウハウを有し、スピード感を持って市民の目線で解決策を見出すことができる、市民から信頼される職員を育成するとともに、専門的な知識を有した多様な人材の活用を図ります。 ＜<u>人口減少・少子高齢化に対応した戦略的な都市経営</u>＞ ・<u>人口減少に対応した地域づくりを進めるとともに、移住・定住策を強化し、人口減少の抑制を図ります。一方、出生率の向上を通じた人口の確保と人口構造の若返りを目指し、若者の働く・結婚・子育ての希望を実現できる地域社会の実現を目指します。</u> ・<u>具体的には、北陸新幹線や高速道路網、総合的拠点港などが整備された、環日本海の交通の要衝としての地の利と、歴史・文化、ものづくりという本市の強みを活かし、今ある地域資源を活用しながら、移住・定住施策や観光振興、各種産業施策などを展開することを基本とします。また、Society5.0への対応やSDGsの推進など時代の潮流を取り入れることで、技術革新を活用した生産性向上や新たな付加価値の創出、および、他都市や民間事業者、地域コミュニティといった多様な主体との連携の推進を図ります。さらには、未来を拓く子供たちへの教育の充実をはじめ、次代を担う人づくりに注力することで、持続可能なまちづくりを目指します。</u> ・観光振興をはじめ、各種産業施策、定住対策、土地の有効活用など戦略的な都市経営を推進するとともに、人口減少社会における効果的、効率的な手法の実現に向けて他都市との連携事業を推進することで、経済活動を活性化させ税財源の確保に取り組むなど、持続可能な財政基盤の確立に努めます。	・専門的な知識を有した多様な人材の活用。

分野別計画取りまとめ表

委員からのご意見	意見に対する考え方

※【委員からのご意見】については、第1回専門部会において各委員からいただいたご意見を記載しており、【意見に対する考え方】については、ご意見に対する現時点の考え方を記載している。

※【現況と課題】、【施策の展開】、【「ひとの力」の視点】については、いただいたご意見を踏まえた計画への反映や、今年度策定を予定している各分野の計画（産業、観光、農業、福祉など）との整合性を図るなど、第1回専門部会以降に変更等があった個所に、アンダーライン（新規及び加筆修正箇所）及び見え消し修正で記載している。